

指定開発事業をする場合は 事前に届出が必要です

指定開発事業とは？

開発行為や工場等の建築により周辺的生活環境が変化すると、公害苦情の発生が懸念されます。

公害苦情の中には、あらかじめ原因者に対する指導が十分なされていれば、問題化しなかったと思われるものが多数含まれています。また、公害対策は、事後の対応では抜本的解決を図ることが難しい場合があります。

そこで、開発行為等を行う前に、環境に与える影響について事前審査を実施するものとして、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」において、指定開発事業事前届出制度を定めています。

事業の詳細は、[中面](#)をご覧ください。

届出について

▼ 届出時期

建築基準法に基づく建築確認申請、都市計画法等に基づく許可申請等の手続きを必要とする場合	左記申請手続きをする時
上記以外の場合	工事に着手する 30 日前まで

▼ 必要書類

- 指定開発事業届出書

届出書の内容は市ホームページから確認してください→

- 添付書類（下表のとおり）



1 万㎡以上の土地の区画形質の変更又は利用目的の変更をする場合	付近見取図、実施計画平面図、現状図、排水計画図、工事予定表
上記以外の場合	付近見取図、建築物の敷地内配置図、建築物の平面図及び立面図、機械類の配置図、工事予定表

▼ 審査結果の通知

市長は、届出があった場合、生活環境の保全等を確保するために必要な事項について審査し、その結果を文書で通知します。

この時、必要に応じて届出者に対し、助言、指導又は勧告を行うことになっています。

市長から助言、指導又は勧告を受けた場合は、その趣旨に沿うよう積極的に協力し、公害のない住みよい環境をつくるよう心がけてください。

審査期間

法令等の規定による審査（建築確認申請等）を受けるもの	左記審査期間内
上記以外の場合	届出の日から 30 日以内

指 定 開 発 事 業

指定開発事業	規模等
1 土地の区画形質又は利用目的の変更を伴う事業	1万㎡以上のもの
2 次に掲げる工場の建築	
①公害関係法令等に基づく規制を受ける施設を設置する工場の新築・増築・改築・移転	すべてのもの
②①以外の工場の新築・増築・改築 ※工業地域、工業専用地域及び市街化調整区域に立地するものを除く	建築物の床面積の合計が10㎡を超えるもの
3 建築基準法第48条第1項から第8項までの ただし書に規定する建築物の建築	すべてのもの
4 次に掲げるものを設置する場合	
①駐車場	収容能力が30台以上のもの
②自動車ターミナル	すべてのもの
③下水道終末処理場及び排水機場	すべてのもの
④し尿処理場	すべてのもの
⑤清掃工場	すべてのもの
⑥と畜場	すべてのもの
⑦倉庫 ※近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに市街化調整区域に立地するものを除く	床面積が300㎡以上のもの
⑧スーパーマーケット ※近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに市街化調整区域に立地するものを除く	床面積が300㎡以上のもの
⑨ガソリンスタンド	すべてのもの
⑩遊技場	すべてのもの
⑪クリーニング店	すべてのもの
⑫畜舎	床面積が100㎡以上のもの
⑬運動競技場	すべてのもの
⑭再生資源回収業の用に供する土地	敷地面積が300㎡以上のもの
⑮一般廃棄物の最終処分場	処分場面積が1,000㎡以上のもの
⑯材料置場	敷地面積が300㎡以上のもの

届 出 書 記 載 例

別記様式第1号(第2条関係)

記載例

指 定 開 発 事 業 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 新潟市長

届出者は管理や規制等について責任を負う会社等の代表者や所有者

届出者

住所(法人にあつては所在地) 新潟市〇〇区〇〇町〇-〇
 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
 電話番号 025-〇〇〇-〇〇〇〇

新潟市生活環境の保全等に関する条例第9条の規定により、指定開発事業について次のとおり届け出ます。

指定開発事業の種類 (該当するものを〇で囲むこと。)	1 土地の区画形質又は利用目的の変更を伴う事業で、その面積が1万平方メートル以上のもの 2 工場の建築 3 制限建築物の建築 4 その他(駐車場、自動車ターミナル、下水道終末処理場及び排水機場、し尿処理場、清掃工場、と畜場、倉庫、 スーパーマーケット 、ガソリンスタンド、遊技場、クリーニング店、畜舎、運動競技場、再生資源回収業の用に供する土地、一般廃棄物の最終処分場、材料置場)			
実地場所	新潟市〇〇区〇〇町〇-〇	用途地域	〇〇〇〇地域	
工事の際、周辺の民家に影響を与えない対策を記入	計画の概要			
	1 事業内容 スーパーマーケット 営業時間〇時～〇時			
	2 工事中の公害防止対策 低騒音・低振動型の重機を使用。付近民家にあいさつ			
	3 建築物の概要			
	敷地面積	〇〇〇㎡		
	建築物の主要用途	店舗(物品販売、レンタル)		
	建築物の構造	鉄骨造2階建		
建築物の内壁	PBt=12.5 下地ビニールクロス貼り			
建築物の外壁	PBt=12.5 下地防火サイディング貼り			
建築物の屋根	折板葺			
4 機械類の種類等				
種	類	公称能力	数	備考
業務用空調機		3.8kW	5台	
ディーゼルエンジン		20kW	1台	非常用
工 期	工事の着工 予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	工事の完了 予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
設 計 者	氏名又は名称 住所又は所在地 担当者氏名 電話番号	(株)〇〇設計事務所 新潟市〇区〇町〇-〇 〇〇〇〇 025-000-0000	施 工 業 者	氏名又は名称 住所又は所在地 担当者氏名 電話番号
				(株)〇〇建設 新潟市〇区〇町〇 〇〇〇〇 025-000-0000

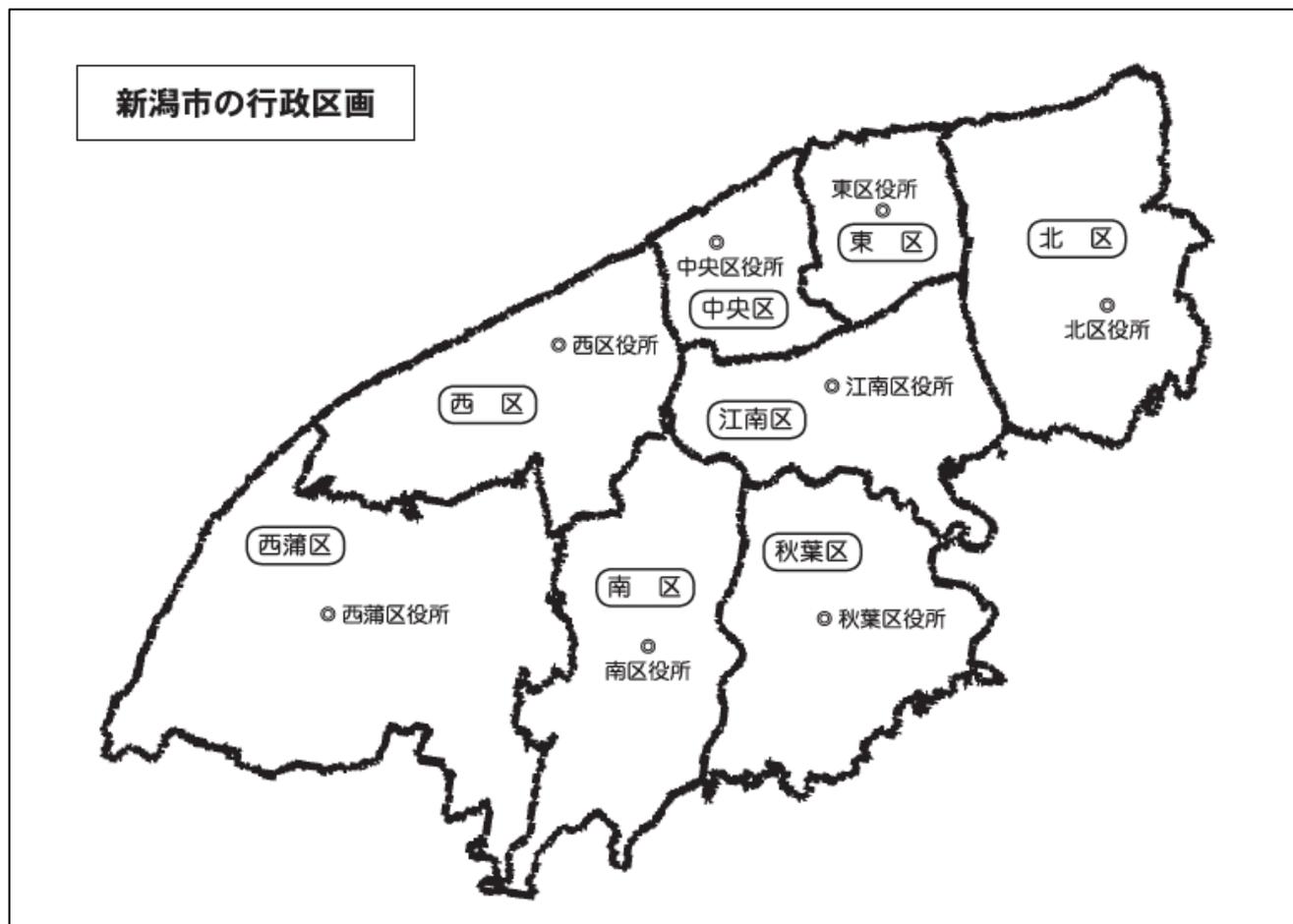
公害関係法令等で規制対象のもの及び対象外だが騒音振動が懸念される機械類を記入
機械類が多い場合は別表を添付

添付資料

- 1 指定開発事業の種類欄1の場合
付近見取図、実施計画平面図、現況図、排水計画図、工事予定表
- 2 指定開発事業の種類欄2, 3及び4の場合
付近見取図、建築物の敷地内配置図、建築物の平面図及び立面図、機械類の配置図、工事予定表

施工業者が未定の場合
は未定と記入

届出の提出先



北区	区民生活課 生活環境係	〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号	☎ (025) 387-1295
東区	区民生活課 生活環境係	〒950-8709 新潟市東区下木戸1丁目4番1号	☎ (025) 250-2285
中央区	窓口サービス課 生活環境係	〒951-8553 新潟市中央区西堀通6番町866番地	☎ (025) 223-7168
江南区	区民生活課 生活環境係	〒950-0195 新潟市江南区泉町3丁目4番5号	☎ (025) 382-4254
秋葉区	区民生活課 生活環境係	〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009番地	☎ (0250) 25-5678
南区	区民生活課 生活環境担当	〒950-1292 新潟市南区白根1235番地	☎ (025) 372-6145
西区	区民生活課 生活環境係	〒950-2054 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号	☎ (025) 264-7261
西蒲区	区民生活課 生活環境係	〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690番地1	☎ (0256) 72-8312

発行 新潟市環境部環境対策課環境保全グループ

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 ☎ (025) 226-1375

ホームページはこちら→<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/hozen/seikatukankyo/seikatuhozen/shiteikaihatu.html>